

平成 26 年 11 月 5 日【初版】

令和 8 年 3 月 6 日【改正】



札幌市北3条広場 [アカブラ]

『ロケーション撮影』 利用規約

札幌市北3条広場（アカブラ）は、札幌のメインストリートである札幌駅前通と歴史的観光資源である北海道庁赤れんが庁舎の間に位置しており、札幌で初めて舗装道路が整備された歴史的価値の高い場所です。この広場は、さまざまな活動や気軽に憩うことができ、継続的・恒常的なにぎわいの創出の場として新たに整備された場となります。

広場内での商用利用撮影の希望は多いことから、ご希望にお答えして撮影利用料金を設定しました。ご利用について、以下のとおり利用規約を定めます。

1：利用可能日

年中

※ただし、広場のイベント利用がある場合は、利用できない場合があります。

2：利用可能時間

9:00～21:00 まで。

※上記、時間帯以外でのご利用は別途ご相談ください。

3：受付に関して

①申込受付

撮影予定日の6ヶ月前から受付開始します。受付期限は撮影予定日の10日前までとします。先着順となりますが、広場のイベント申込があった場合は、そちらを優先にすることもございます。ご了承ください。

②受付時間

平日 9:00～17:00

撮影に関するお問い合わせについては、随時承ります。

4：撮影までの流れ

①まずはお電話にてお問い合わせください。

※広場でイベントを実施している場合は、撮影ができないこともございます。撮影予備日も事前にお知らせください。

②申請書、企画書をFAX、メールでご送付ください。

③企画書受領後に担当者より折り返しご連絡致します。

※企画内容によってはご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

④必要に応じて、ロケハン・打合せを行います。

⑤企画書受領後、請求書を発行します。請求書が届きましたら、撮影予定日の3日前までにお支払いください。一度納めた料金の返金はできませんのでご了承ください。

⑥料金確認した段階で、承認書を発行します。当日は承認書をお持ちいただき、事務所で作業許可証を受け取り、撮影を行ってください。なお、天候不順に等による利用日変更の場合は変更申請書をご提出いただいた後、新たな承認書を発行いたします。

5：撮影料金

- ① 広場半面、全面を利用した撮影（映画、番組）・4時間を超える撮影の場合
→広場利用料。（セットを組み立てるなどして占用し、一般の通行者の利用を遮る場合）
- ② 短時間の撮影（設営から撤去を含めて、4時間以内の利用で、セットを組立てず、カメラ・三脚等の設置のみ。また一般の利用者の通行を遮らない場合）
→動画撮影の場合 15,000 円+税（例：CM等の撮影）
→写真撮影の場合 3,000 円+税（例：ウェディングのロケーションフォトなど）

6：注意事項

- ①原則、同じ時間帯での複数の撮影依頼はお受けしません。
- ②当社では、備品等を用意しておりませんので、すべて機材は持込となります。
- ③事前に許可された場所、内容以外の撮影はできません。
- ④撮影が公序良俗に反すると判断される場合、または危険行為等があると判断された場合には、直ちに中止を命じます。
- ⑤広場内の通行の妨げとなる行為はしないでください。
- ⑥撮影中の観客や通行者等の整理及び安全管理は利用者の責任で行ってください。
- ⑦設備、樹木等への貼紙、釘打ち等、現状回復を困難にする行為はできません。
- ⑧火気・危険物等を使用しないでください。
- ⑨施設、器物等を損傷しないよう万全の注意を払ってください。施設をき損、汚損した場合は、修理・清掃等の現状回復をお願い致します。
- ⑩ゴミはお持ち帰りください。
- ⑪予告なく、広場内のメンテナンスが行われている場合もあります。予めご了承ください。
- ⑫音の出る撮影は、平日は 12:00～13:00、17:00～21:00 とさせていただいております。音楽をかけながらの撮影等を予定される場合は、事前に企画段階でお知らせください。また音の制限については広場利用の手引きをご参照ください。
- ⑬当社及び当社委託の係員の指示があった場合、それに従ってください。
- ⑭近隣の施設等が写りこむ場合、必要に応じて各施設に了解を得てください。
- ⑮撮影中におけるスタッフや機材その他についての損害は、いかなる事由でも全て利用者の責任において処理解決してください。
- ⑯法令及び札幌市北3条広場条例等を遵守してください。法令により必要な申請がある場合は、利用者側で行ってください。
- ⑰その他、上記以外の事態が発生した場合、処理解決してもらうとともに、当社までご連絡ください。

7：撮影の制限

- ①水着等の露出が多い服装や特殊な服装は撮影できません。
- ②当広場やその他周辺施設のイメージを損なう内容についても、撮影できません。
- ③自動車等の撮影についてはご相談ください。走行シーンに関しては、安全確保を前提に撮影を許可する場合があります。

8：お問い合わせ

札幌駅前通まちづくり株式会社（札幌市北3条広場 指定管理者）
〒060-0003 札幌市中央区北3条西3丁目1番地 札幌駅前藤井ビル8階
TEL：011-211-6406 FAX：011-211-6408